

⑬子育て支援現場における対応

保育園・子ども園等での対応

- 区立保育所・子ども園等での感染防止対策【保育課／保育指導課】
 - ・2年2月以降、危機管理課及び都からの支給を受け、使い捨てマスク及び使い捨て手袋を各園に配付したほか、国の補助金を活用するなどして、サーマルカメラや空気清浄機等の備品を整備
 - ・2年度・3年度に、危機管理課からの支給を受け、希望する保育施設（認可外保育施設含む）に非接触型体温計を配布

配付先	配付物	配付数量
区立保育園等	マスク	180,100 枚
	手袋	425,150 双
私立保育園等	マスク	481,000 枚
	手袋	892,100 双
	非接触型体温計	188 個



使い捨てマスク



非接触型体温計

- 私立保育所等への感染防止支援【保育指導課】
 - ・私立保育所等の設置者又は事業者に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、私立保育所等が購入したマスク、消毒液等の経費を助成

【新型コロナウイルス感染防止に係る経費補助金】

時期	対象施設	内容
2年 3/12～ 3/31	認可保育所・認定こども園・家庭的保育者・事業所内保育所・認証保育所	補助額上限 50 万円（50 万円に満たない場合、残額を2 年度に繰越） ・感染拡大防止のための子ども用マスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
2年 7/31～ 3年 3/31	上記施設及び認可外保育施設（都知事への届出をしている施設）・病児保育事業所	補助額上限 50 万円（元年度・2 年度、2 カ年合算） ・感染拡大防止のための子ども用マスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用 ・感染症が発生した際の施設の消毒に要した委託経費
3 年度以降、 毎年度継続	上記施設	補助額上限 15 万円 ・感染拡大防止のために職員を雇い上げた場合の賃金及び職員が行った業務に係る手当、職員にマスク等を配布する等のかかりまし経費 ・感染拡大防止のためのマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金】

時期	対象施設	内容
2年 8/10～ 3年 3/31	認可保育所・認定こども園・家庭的保育者・事業所内保育所・認証保育所・認可外保育施設（都知事への届出をしている施設）・病児保育事業所	補助額上限 50 万円 ・感染拡大防止のための子ども用マスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用 ・感染症が発生した際の施設の消毒に要した委託経費 ・感染拡大防止のために職員を雇い上げた場合の賃金及び職員が行った業務に係る手当

● 保育料減免に伴う認証保育所への助成【保育指導課】

- ・2年 2月 25 日から 5年 5月 7 日まで、認証保育所が臨時休園等を実施し、その期間における利用者の実費負担額を減額又は返金した場合に、その費用の一部について補助金を交付

● 登園自粛要請と対応【保育課／保育指導課】

- ・国からの全国小・中学校等に対する休業要請に伴い、感染防止及び職員体制整備の点から、家庭保育への協力依頼及び登園自粛を要請

時期	内容
2年2月27日	・国は、全国の小・中学校に対し、3月2日から春休みまでの休業を要請
2年2月28日	・区は、保育園等に対し、3月25日まで家庭保育への協力を依頼（当初、認証保育所については、園と保護者の直接契約であることから、依頼対象から除外したが、4月6日に協力を依頼）
2年4月9日	・4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことを受けて、4月11日以降の登園自粛を要請し、10月31日まで継続
4年1月20日	・1月19日に、まん延防止等重点措置が適用されたことを受けて、1月21日以降の登園自粛を要請し、3月21日まで継続

● 保護者対応【保育課／保育指導課】

- ・区立・私立保育園等を利用する保護者の勤務先に対し、勤務状況への配慮を求めるとともに、施設の休園が生じた際には、新型コロナウイルス対応型のベビーシッター事業等により、状況に応じた保護者対応を実施

内容	対応の概要
勤務先への協力依頼	・登園自粛要請期間中は、保護者の勤務先事業者に対し、在籍する児童の保護者の勤務（特別休暇、在宅勤務、時短勤務、時差出勤等）について、文書により配慮を求めた
休園時の対応	・2年8月27日に「新宿区新型コロナウイルス感染症対応型ベビーシッター利用支援事業」を開始（5年3月31日まで実施）したが、4年になった頃から受入れ対象児童が増加し、ベビーシッターの利用が困難な状況が発生したため、それ以降、状況に応じて、該当園で感染症対策を講じ、保育の必要性の高い児童のみを受け入れて保育

● 職員対応【保育課／保育指導課】

- ・ 2年7月から、職員又は児童に陽性者が複数発生した私立保育園等に対し、保健所が実施する積極的疫学調査に向け、保健所と事業者との連絡、調整体制を確立
- ・ 4年2月から、都が配付するPCR検査キットを活用し、区立保育園・子ども園で定期的な職員の自主検査を実施（5類感染症への移行に伴い終了）

● 家庭保育協力による給食用食材納入業者への支援【保育課】

- ・ 2年4月7日から5月31日までの緊急事態宣言により、区立保育園・子ども園における4月・5月の登園児童数は平常時の2割～3割を下回る状況となり、4月・5月は給食用食材の発注量が減少したため、この影響を受けた区内小規模事業者を中心とする食材納入事業者に影響が生じたことから、47事業者に対し、8月24日・9月18日の2回にわたり、計3,237,500円の経済的支援を実施

● 保護者負担の軽減（認可保育所等の基本保育料の減額）【保育課】

- ・ 認可保育所等において、一定の条件のもと下表のとおり基本保育料を減額

内容	概要
減額の対象	①新型コロナウイルスの発生により認可保育所等を臨時休園した場合 ②感染、感染の疑い、濃厚接触者への特定などにより医師や保健所から指示を受け登園しなかった場合 ③区からの登園自粛要請を受け登園しなかった場合
減額の期間	2年2/25～5年5/7 ・「子ども・子育て支援法施行令第24条第2項」、「同法施行規則第58条第4号、第59条第2号」及び2年2月27日付け「内閣府告示第18号（2年2月25日適用）」に基づき、減額の対象に該当する場合に認可保育所等の基本保育料（月額）の日割り計算を行い、既納基本保育料との差額を保護者に還付する取扱いを実施（3歳児～5歳児クラスの児童は、基本保育料が無償化されているため対象外）（2年2/25～5年3/31） ・5年3月31日付け「内閣府告示第28号（5年4月1日施行）」により、2年2月27日付け「内閣府告示第18号」が廃止されたが、区においては、認可保育所等の臨時休園等の取扱いを5月7日まで継続することとしたため、基本保育料の日割り計算も5月7日まで継続（5年4/1～5/7）

● 子育て支援事業及び病児保育事業等への対応【保育課／保育指導課】

- ・ 子育て支援事業は、感染の拡大を受け中止していたが、4年度以降、感染対策を講じた上で実施

事業名等	対応
未就園児親子の交流事業	・ 2年度は感染拡大防止の観点から未実施、3年度は2回実施、4年度から感染対策を講じた上で17回実施
病児保育事業	・ 2年度から、新型コロナウイルス感染者以外の児童の受入れを実施 ・ 一部施設は、新型コロナウイルス以外の病名の確定又はPCR検査等の陰性結果を確認後、保育を実施
一時預かり保育事業	・ 2年2月28日付で、保育園等に対し、3月25日まで家庭保育の協力を依頼したことに伴い、一時預かり事業についても利用自粛を依頼 ・ 緊急事態宣言が発令されたことを受けて、2年4月11日以降の利用自粛を要請し、10月31日まで継続 ・ まん延防止等重点措置の適用を受けて、4年1月21日以降の利用自粛を要請し、3月21日まで継続

● 指導検査の実施方法の変更【保育指導課】

- ・ まん延防止等重点措置期間及び緊急事態宣言期間中は、実地による検査時間を短縮するため、書面検査を中心に実施（4年度より実地による検査を通常実施）

区分	2年度		3年度		4年度	
	予定	実績	予定	実績	予定	実績
書面検査	0件	100件	0件	0件	0件	0件
書面及び実地	0件	0件	0件	58件	0件	0件
実地指導	100件	0件	140件	82件	144件	144件

■ 児童館・学童クラブでの対応

● 児童館での感染防止対策【子ども家庭支援課】

- ・ 児童館は、感染拡大を受けて、2年3月2日から5月31日まで閉館したが、6月以降、段階的に利用を再開し、5年5月8日に制限を解除
- ・ 指定管理事業者に、国、都、区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の施設として対応できるよう支援を実施

期間	対応
2年3/2～5/31	・感染拡大防止のため閉館
2年6月1日	・乳幼児専用室の利用及び週末の小学生以上の利用を再開
2年6月29日	・平日午前中の乳幼児利用を開始（ただし、学校長期休業期間中は学童クラブ児童が児童館も利用することから、密を避けるため、乳幼児利用を制限）
3年11月1日	・館の状況に応じて人数制限を設けた上で、放課後の時間帯の児童の受け入れを再開
4年6月1日	・館の状況に応じて児童館行事や幼児サークル等を一部再開
5年5月8日	・制限解除（従来の方法での利用再開）

● 学童クラブでの感染防止対策【子ども家庭支援課】

- ・保護者が就労等により不在である小学生に対して、一斉休校期間中にも、家庭に代わる生活の場所を提供し、保護者に代わり生活指導等を行う必要があることから、学童クラブは、以下の工夫を講じて、事業を継続

【一斉休校等に対応した事業拡充】

期間	対応
2年3/2～5/31 一斉休校期間中	・朝からの受入れを実施 ・学校休業利用要件（平日朝から4時間以上勤務）を満たす児童を受入れ
4年1/24～2/25 分散登校期間中	・朝からの受入れを実施

【利用料の軽減】

期間	対応
2年3/2～5/31 一斉休校期間中	・学校休業利用要件（平日朝から4時間以上の勤務）にて学童クラブを利用した児童の利用料を無料
2年4/9～6/30	・利用自粛要請を行い、届け出を行った上で利用を自粛した家庭の利用料を免除

4年1/24～2/25 分散登校期間中	・この期間のみ学童クラブを利用する児童の利用料を無料
------------------------	----------------------------

【感染防止対策】

項目	内容
おやつ、昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫による感染を防ぐため少人数で黙食を基本 ・学年ごとに時間や場所を分けて食べる、向かい合わせで食べないように座席配置を工夫する、パーテーションを設置する、手洗いを徹底する等の対策を実施
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各学童クラブやひろばプラスの感染状況を把握し、感染が拡大している学童クラブについて、学校や地域センター等、同一建物内に臨時の活動場所を確保し、密を避けて感染拡大を防ぐよう対策を実施 ・学童クラブ室のほかにも児童館や学校の校庭、体育館等を活用し、活動室が密にならないよう遊びの設定を工夫する等の対策を実施
行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足等外出する行事や人と人が接触する行事は中止とし、工作等個別に楽しめる行事を中心に実施
保護者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会は、書面又はオンラインで開催し、面談等は必要に応じて個別に対応 ・活動室の密を避けるため、保護者お迎え時は玄関対応 ・保護者会や面談等で保護者と対話する機会が減少したため、おたよりを充実する、お迎え時に対応する等、保護者とコミュニケーションを図る工夫を実施
事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応期間中を通して、運営事業者に、国、都、区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の事業として対応できるよう支援を実施
衛生用品の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度に、学童クラブに対し、衛生用品の購入及び消毒にかかる職員の超過勤務等の経費を支出（衛生用品 50万円、職員にかかる経費 50万円）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性となった児童や職員の行動履歴を保健所に提出する等の対応を取り、クラスターの発生を事前に防止するための対策を実施

放課後子どもひろば・ひろばプラスでの対応

- 放課後子どもひろば・ひろばプラスでの感染防止対策【子ども家庭支援課】
 - ・ 放課後子どもひろば事業（以下、「通常ひろば」という）は、感染拡大を受けて、3年10月まで事業を中止したが、11月以降、段階的に事業を再開し、5年5月8日に制限を解除
 - ・ 学童クラブ機能を有する「ひろばプラス」は、事業を継続

【通常ひろば】

期間	対応
2年3月～ 3年10月	・ 密を避けるスペースの確保が難しいことから、事業を中止
3年11月～ 4年5/8	・ 事業を順次再開し「ひろばプラス」の1日の平均利用人数が40人未満の通常ひろばについて、日ごとに利用できる学年を限定し、放課後、一旦帰宅したのち午後4時からの利用を受入れ
4年5/9～ 5年1/15	・ 既に再開している通常ひろばは、全学年を対象に放課後、一旦帰宅したのち午後4時からの利用を可能とし、まだ再開していない通常ひろばについては、日ごとに利用できる学年を限定し、放課後一旦帰宅したのち午後4時からの利用を受入れ
5年1/16～5/7	・ 日ごとに学年を限定して学校から帰宅せず直接利用する「直接利用」を再開
5年3月～4月	・ 3学期終業式、入学式、1学期始業式の日については、全学年「直接利用」、昼食の持参が可能 ・ 春休みは、全学年10時からの利用とし昼食の持参が可能
5年5月8日	・ 制限を解除し従来の方法で利用可能

【ひろばプラスにおける一斉休校等に対応した事業拡充】

期間	対応
2年3/2～5/31 一斉休校期間中	・ 朝からの受入れを実施 ・ 学校休業利用要件（平日朝から4時間以上勤務）を満たす児童を受入れ
4年1/24～2/25 分散登校期間中	・ 朝からの受入れを実施

【感染防止対策】

項目	内容
おやつ、昼食	・飛沫による感染を防ぐため少人数で黙食を基本とし、向かい合わせで食べないように座席配置を工夫する、パーティションを設置する、手洗いを徹底する等の対策を実施
保護者対応	・保護者会は、書面又はオンラインで開催し、面談等は必要に応じて個別に対応 ・活動室の密を避けるため、保護者お迎え時は玄関対応 ・保護者会や面談等で保護者と対話する機会が減少したため、おたよりを充実する、お迎え時に対応する等、保護者とコミュニケーションを図る工夫を実施
事業者への情報提供	・運営事業者に、国、都及び区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の事業として対応できるよう支援を実施
その他	・陽性となった児童や職員の行動履歴を保健所に提出する等の対応を取り、クラスターの発生を事前に防止するための対策を実施

地域子育て支援センター二葉・原町みゆき、ゆったりーのでの対応

● ひろば事業の感染防止対策【子ども家庭支援課】

- ・感染拡大を受けて、2年3月2日から5月31日まで利用を中止し、事業委託事業者には、国、都、区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の施設、事業として共通の認識で対応できるよう支援

● ひろば型一時保育事業での感染防止対策【子ども家庭支援課】

- ・感染拡大を受けて、2年3月2日から5月31日まで利用を中止し、事業委託事業者には、国、都、区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の施設、事業として共通の認識で対応できるよう支援

【実施施設：地域子育て支援センター二葉】

実施時期	内容
2年3/2～5/31	【利用中止】
2年6/1～ 3年11/30	【利用再開】 ・同時利用人数の制限・消毒のための利用中止時間の設定 ・昼食及びおやつ持参及び提供を中止
3年12月1日	・同時利用人数の制限解除
5年1月16日	・消毒のための利用中止時間の廃止 ・昼食及びおやつ持参及び提供を再開

子ども総合センター・子ども家庭支援センターでの対応

- ひろば事業、児童コーナーでの感染防止対策【子ども家庭支援課】
 - ・国、都、区の通知やガイドライン等に即して対応
 - ・利用中止や親子サークル、行事については、児童館に準じて対応

- ひろば型一時保育事業での感染防止対策【子ども家庭支援課】
 - ・国、都、区の通知やガイドライン等に即して対応
 - ・利用中止については、ひろば事業に準じて対応

【実施施設：子ども総合センター・榎町及び中落合子ども支援センター】

実施時期	内容
随時	・国、都、区の通知やガイドライン等の情報に即して対応
2年3/2～5/31	【全館利用中止】
2年6/1～ 3年11/30	【利用再開】 ・同時利用人数の制限（子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター） ・消毒のための利用中止時間の設定 ・昼食及びおやつ持参及び提供を中止
3年12月1日	・同時利用人数の制限解除（子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター）

5年1月16日	・昼食及びおやつ持参及び提供を再開
---------	-------------------

- 相談支援事業での感染防止対策【子ども家庭支援課】
 - ・相談支援事業は、国、都、区の通知やガイドライン等に沿って、感染防止対策を行った上で事業実施

子ども総合センターにおける障害児への支援

- 児童発達支援【子ども家庭支援課】
 - ・利用する児童と保護者の感染防止と感染拡大防止のため、状況に応じた支援を実施

実施時期	内容
2年3/2～4/12	・行事等の集団活動の規模縮小、または中止
2年4/13～5/31	・通常療育利用者への自粛要請
2年6/1～5年5/7	・受け入れ人数、回数等を調整しながら、療育活動を実施 ・行事は、中止や規模縮小、内容変更等の対応により実施

- 相談事業【子ども家庭支援課】
 - ・来所する児童と保護者の感染防止のため、中止や面談方法を変更して対応

実施時期	内容
2年3/2～4/12	・来所相談の中止（電話相談は継続）
2年4/13～5年5/7	・事前アンケート送付による面談時間の短縮 ・透明パネル設置の上、相談実施

- 障害幼児一時保育【子ども家庭支援課】
 - ・利用する児童の体調や感染防止に留意しながら実施

実施時期	内容
2年3/2～4/12	・通常どおり実施していたが、キャンセルが多数発生
2年4/13～5/31	・中止（要支援児は受入れ）
2年6/1～5年5/7	・利用定員2名のところ、同時利用を1名として実施

● 保育所等訪問支援事業【子ども家庭支援課】

- ・ 訪問する保育施設の感染状況により、中止や支援方法の変更を行い事業実施

実施時期	内容
2年 3/2～4/12	・ 訪問施設の受け入れ状況を確認し、訪問支援を実施
2年 4/13～5/31	・ 訪問中止
2年 6/1～5年 5/7	・ 訪問施設の感染状況に応じて、延期又は中止 ・ 当センターにて、個別指導へ振り替え、支援を実施

ファミリーサポート事業での対応

● ファミリーサポート事業での感染防止対策【子ども家庭支援課】

- ・ 委託事業者には、国、都、区の通知やガイドライン等の情報を提供し、区の事業として共通の認識で対応できるよう支援

● 保護者負担の軽減【子ども家庭支援課】

- ・ 2年3月2日から5年3月31日まで、区内に住所を有する利用会員を対象に、感染対策に伴う小学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業や分散登校により、小学校、幼稚園、保育施設等の代替としてファミリーサポート事業を利用した場合や、感染対策のため保育施設等から利用自粛要請があり、代替としてファミリーサポート事業を利用した場合に利用料相当額を助成

年度	申請件数	交付	不交付	助成金額
元年度	20件	17件	3件	224,600円
2年度	13件	11件	2件	891,000円
3年度	4件	2件	2件	24,800円
4年度	1件	1件	0件	6,800円
合計	38件	31件	7件	1,147,200円

その他の子ども総合センター事業での対応

● 産前産後支援事業【子ども家庭支援課】

- ・ 対象児童やその家族に発熱や感染症の疑いがあるなど、体調不良が見られる時は利用制限し、事業を実施

● 子育て短期支援事業【子ども家庭支援課】

- ・利用前に「新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート」を配布し、チェックシートの項目に該当する症状等がある場合は利用制限し、事業を実施

● 養育支援事業【子ども家庭支援課】

- ・利用前に「新型コロナウイルス感染防止対策セルフチェックシート」を配布し、チェックシートの項目に該当する症状等がある場合は利用制限し、事業を実施

● 低学年の学習支援【子ども家庭支援課】

- ・国、都、区の通知やガイドライン等に沿って、感染防止対策を行った上で事業実施し、4年8月までは、ボランティア講師は入れずに職員が学習支援講師として対応

コラム

～当事者の声～

コロナ対応を振り返って

(当時) 保育課長 加藤 知尚

区は、緊急事態宣言下においても開園を基本とした。保育の必要な世帯は必ずあるという判断による。感染症への対応を通じて、保育施設は社会に欠かせないインフラの1つだと改めて認識した。一方で、集団の規模を小さくするため、可能な場合には登園を控えていただく協力を保護者に依頼し、登園日数に応じた保育料の減額措置を講じた。

施設で感染が発生した際には、当初は全部休園、全館消毒としていたが、蓄積された知見に基づく保健所の助言も仰ぎながら、保育課や保育指導課が施設からの報告に基づいて影響の範囲を特定し、部分的な休園措置に移行していった。休日の携帯電話への連絡は朝から晩までばらつきがあったが、食事の最中に鳴る確率が高かったのはなぜだろうか。

各施設においては、可能な限り密を避けながらも、保育のねらいを達成する工夫を凝らした活動が行われた。登園自粛を緩め、子どもの姿が戻ってきたとき、子どもがいてこそその保育園だという園長の言葉が印象的だった。

その他、感染対策の物資確保や従事者のワクチン接種、また、ぎりぎりまで検討を重ねた結果、残念ながら中止となったオリパラ観戦など課題はたくさんあったが、保護者の方々の各施設の取組みへのご理解とご協力、保育従事者の献身的な取組み、各部署との連携により、困難を乗り越えることができた。この場をお借りして、感謝を申し上げます。